

埼玉県議会 意見書 採択される

3月14日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、北海道、福島県、鹿児島県、東京都、政令指定都市である横浜市、和歌山県、岐阜県、千葉県、高知県、大分県、長野県及び徳島県に続き埼玉県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全国における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、各土地家屋調査士会及び各土地家屋調査士政治連盟並びに各地方自治体政治家のお力のおかげで、既に18の都道府県及び政令指定都市において反対の意見書を提出いただいており、国民の財産を守る意味においても国民の支持を得る結果を得ているものと思われます。今後もこの運動が広がっていくことを期待させていただきます。

詳細については以下を参照ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html#7>